年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

長野厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和29年6月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年9月から同年10月までは5,000円、同年11月から29年5月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月29日から29年6月24日まで

A社B工場(現在は、C社)に就職して、29年6月まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が28年9月29日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社B工場に おける申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和28年9月29日とさ れている。

しかし、C社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日は昭和29年6月24日と記録され、28年11月に標準報酬月額の改定が行われた記録が確認できる。

また、上記被保険者台帳における資格喪失日と上記被保険者名簿における資格喪失日を突合すると、申立人以外の元同僚は、いずれも資格喪失日が一致していることが確認できる。

さらに、健康保険整理番号が申立人の一つ前の被保険者についても、申立人 と同様に、上記被保険者名簿によると、昭和28年9月28日に資格喪失してい るにもかかわらず、上記被保険者台帳によると、同年11月に標準報酬月額の 改定が行われた記録が確認できるところ、当該事情について、日本年金機構D 事務センターは、「被保険者名簿の記録に転記ミスがあった可能性はある。」と回答しており、当時の処理について詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明がつかず、社会保険事務所に何らかの事務的な誤りがあったものと認められる。

加えて、申立人及び元同僚が所持している複数の写真により、申立人は、申立期間当時も継続してA社B工場に勤務していたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 29 年 6 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から、 昭和28年9月から同年10月までは5,000円、同年11月から29年5月までは 6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額(26 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が15年1月1日とされ、当該期間のうち、14年12月31日から15年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を15年1月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月1日から同年10月1日まで

② 平成14年12月31日から15年1月1日まで

平成12年4月1日からA社に勤務したが、14年12月末、海外青年協力隊への参加のために退職した。この間、入社から12年9月までの標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に比べて低い額で記録されているので、申立期間①の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

また、退職による厚生年金保険被保険者資格喪失の日を平成 14 年 12 月 31 日と届けられ、後に 15 年 1 月 1 日に訂正してもらったが、申立期間②は

年金額計算の基礎とならない期間になっているので、当該期間を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された源泉徴収簿及び給与支払報告書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、上記の源泉徴収簿及び給与支払報告書において確認できる標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が 平成12年4月1日、資格喪失日が15年1月1日とされ、当該期間のうち、 14年12月31日から15年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と 記録されている。

しかし、当該事業所から提出された労働者名簿、給与台帳、源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人は、当該事業所に平成12年4月1日から14年12月31日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成14年11月の社会保険 事務所の記録から、24万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が平成14年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野国民年金 事案 811

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 47 年 6 月までの期間、同年 11 月から 48 年 4 月までの期間及び平成 4 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から47年6月まで

② 昭和47年11月から48年4月まで

③ 平成4年2月

父は年金の重要性を十分承知していたので、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれたと思うし、国民年金保険料の納付についても、いつだったか、役場窓口の方に、「父ちゃんが全部納めていてくれたから、よかったね。」と言われた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月18日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、特殊台帳(マイクロフィルム)及び申立人の所持する年金手帳により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した48年8月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得している(平成22年10月8日に、申立期間①及び②について、未加入から未納に記録変更されている。)ことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界している上、申立人及びその母親は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間③については、厚生年金保険被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間に挟まれた1か月であるところ、申立人は、「次の所が決まって辞めたから、手続しなかったのかもしれない。」と述べていることから、申立人が国民年金への再加入の手続を行ったか否かが曖昧であるとともに、オンライン記録では、申立期間①及び②と同様に、平成22年10月8日に未加入から未納に記録変更されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①から③までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

昭和 59 年 12 月にA市に転入した際、転入手続と一緒に国民年金の加入 手続を行ったはずであり、年金手帳に住所変更の記載があるにもかかわら ず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 12 月にA市に転入した際、転入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録の住所変更は 61 年 4 月 26 日に行われていることが確認できることから、申立人は、59 年 12 月に同市へ転入後、国民年金の第 3 号被保険者となった 61 年 4 月に至るまで、国民年金の加入手続を行わなかったことが考えられる。

また、申立人は、「年金手帳に住所変更の記載があるので、納付したと思う。」と主張しており、申立人の所持する年金手帳の住所欄を見ると、A市への住所変更の日付が昭和59年12月1日と記載されているが、上述のとおり、オンライン記録の住所変更は61年4月26日に行われていることから、当該記載は、同日において、住所の変更日を59年12月1日としたものにすぎないと考えられる上、同手帳の国民年金の記録欄を見ると、58年5月6日に被保険者でなくなって以降、61年4月1日に国民年金の第3号被保険者となるまでの期間について、被保険者であった旨の記載は無い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年7月20日まで 昭和43年4月1日から同年7月20日までA社に勤務し、給与から厚生年 金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険 者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で一緒に勤務していたとする数名の元同僚の名前を挙げているところ、当該元同僚は、いずれも他界しているか、申立人のことを記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立期間及び申立期間の前後において当該事業所に勤務していた元同僚20名の雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は、おおむね一致していることから、当時、当該事業所においては、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させる取扱いであったことがうかがえるところ、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及び申立期間の前後において健康保険の整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を保管していないと回答している上、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。